

大規模施設等における営業時短等要請に係るQ&A

※特定措置区域（札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市）が要請の対象となります。

※措置区域では1,000㎡超の集客施設について営業時間の短縮や酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛について検討の協力を依頼しています。

R3.5.18現在

区分	Q	A
1	対象地域の考え方は	特定措置区域である札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市が要請の対象となります。
2	要請期間は	5月16日～31日までで、遅くとも18日から協力をお願いします。
3	途中で協力をやめた場合はどうなるのか	全期間（遅くとも18日から）について営業時短等に協力いただいた場合に限り支援金の対象となるため、途中でやめた場合は支給されません。
4	毎週日曜日を定休日としている店舗です。定休日の日数分は支援金が減額されるのでしょうか？	道における協力金は、全期間、要請内容に応じていただくことを要件としており、日単位で支給を行うものではありませんので、減額はありませぬ。
5	今回の要請に関する考え方、狙いは何か	感染リスクが高いと指摘されている飲食の場での感染を抑制する観点から、飲食店に対して時短要請を行ってまいりましたが、変異株による急速な感染拡大と、それにより医療提供体制が非常にひっ迫している状況です。このため、人流を抑制し、接触機会の大幅な削減をするため、多くの人が集まり、密集する可能性が高い大規模施設（1,000㎡超の商業施設等）に対して休業・時短の要請をするものです。
6	支援金の対象となる施設は	建物の床面積1000㎡を超える大規模施設のうち要請に協力いただいた「大規模施設を運営する事業者」、及び当該大規模施設が休業、営業時間短縮を行ったことに伴い休業または営業時間短縮を行った「テナント事業者」が対象となります。
7	床面積1,000㎡ほどの範囲までを算定するのか。	建築物の床面積の合計になります。（立体駐車場は床面積に含み、平面駐車場は除く）
8	床面積1000㎡超の商業施設は時短とのことだが、生活必需物品の取り扱いは？	生活必需物資の小売関係（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療用製品、燃料等）の売場については、1,000㎡超の商業施設であっても時短等の対象外となります。
9	床面積1000㎡を超えるスーパーやホームセンター等はどうな取り扱いか。	原則、施設の時短要請の対象施設ですが、食料品や医薬品等の生活必需物資の小売部分とそれ以外の小売部分とが一体不可分である場合は、施設の時短等要請の対象外です。
10	フットサル場で床面積1000㎡を超えているが、時短要請の対象か。	建築物の床面積が1000㎡を超える場合は20時までの時短要請対象（イベント開催の場合は21時まで）となります。なお、1000㎡以下であれば時短は協力依頼となります。
11	プールの面積が600㎡、フィットネスクラブの面積が1000㎡の施設の場合、プールのみ営業することは可能か。	一体の施設であれば、プールとフィットネスの合計面積で判定され、合計1000㎡を超える場合は施設全体の時短をお願いします。
12	スポーツジムと温泉が入った施設で、延べ床面積が1000㎡を超えているが、ジム・温泉それぞれの面積は1000㎡未満の場合、休止が必要か。	ジムと温泉が一体的な商業施設の中にある場合は、その商業施設全体として時短要請等の対象となり、その商業施設から時短等の要請があれば協力していただくようお願いします。なお、この場合、当該大規模施設の時短要請等に伴い時短等を行った「テナント事業者」として支援金の対象となります。

大規模施設等における営業時短等要請に係るQ&A

※特定措置区域（札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市）が要請の対象となります。

※措置区域では1,000㎡超の集客施設について営業時間の短縮や酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛について検討の協力を依頼しています。

R3.5.18現在

区分	Q	A
13	フットサル場で体育館2つで営業（いずれも単独では1000㎡以下）しており、建物が通路でつながっている状況。この場合、1000㎡を超える一体の施設として時短要請の対象となるか。	建物そのものがつながっており、一体と認められる場合は建築物の床面積1000㎡を超える一体の施設として時短要請の対象となります。
14	敷地内に複数のテナントがありテナント毎に1棟を貸与して営業している形態で、うち1000㎡を超えている棟が一部ある。この場合、1000㎡を超えている棟は個別に申請するのか、それとも全ての棟をあわせて申請するのか。	管理者が同一であれば、棟が分かれていても全体で一つの商業施設として見なします。このため、個別のテナントが1000㎡を超えていても1つのテナントとして見なし、一体の商業施設（大規模施設）として時短要請等を行った場合、施設管理者から支援金の申請を行うこととなります。なお、この場合、各テナントは当該大規模施設の時短要請等に伴い時短等を行った「テナント事業者」として支援金の対象となります。
15	時短等要請の対象となる大規模施設で飲食事業を営んでいますが、飲食店向けの協力金と、大規模施設に入っているテナント事業者向けの協力金を重複して受け取れますか？	飲食店等向けの支援金とテナント向けの支援金を重複して受けることはできません。
16	ホテル等の附帯施設である入浴施設はスーパー銭湯と同様に要請の対象となるか。	スーパー銭湯については、ホテル等の附帯施設のうち、物価統制令の制限を受けない「その他の公衆浴場」に分類されるものであれば、要請の対象となります。
17	室内のテニススクールはどの施設に当たるのか	一般的に会員（生徒）のみで運営している場合は学習塾と同様の扱いで要請対象外とします。
18	ボウリング場は休業の対象となるのか	ボウリング場は「イベントに準じた取扱いを要請する施設」に該当し、建物の床面積が1000㎡を超える場合は20時までの営業時間の短縮要請の対象となります。
19	美容室は、協力金の対象ですか？	美容室そのものは生活必需のサービスであるため、休業要請の対象外です。ただし、大規模施設（1,000㎡超）に入居するテナント・出店者であり、当該大規模施設が時短等を行ったことにより美容室が時短等を行った場合はテナント事業者として支援金の対象となります。
20	貸し音楽スタジオは時短対象か。貸し会議場と同じ扱いか。	貸し会議室と同様に集会・展示施設の扱いとなり、1000㎡を超える場合は20時（イベントで使用する場合21時）までの時短協力要請の対象となります（1000㎡以下の場合は協力依頼）。
21	商店街は休止要請の対象か。	商店街は、それぞれの店舗で要件等を判断することとなります。
22	地下街の取り扱いはどうするのか？	地下街全体を一体として管理している場合で、その規模が1,000㎡を超えるときは、ショッピングモールと同様に時短等の要請をしています。地下街全体を一体として管理している場合で、その規模が1,000㎡を超えるときは、ショッピングモールと同様に時短等の要請をしています。

大規模施設等における営業時短等要請に係るQ&A

※特定措置区域（札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市）が要請の対象となります。

※措置区域では1,000㎡超の集客施設について営業時間の短縮や酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛について検討の協力を依頼しています。

R3.5.18現在

区分	Q	A
23	百貨店等の施設では感染者が生じていないのに、なぜ使用を制限するのか？	人流を抑制し、感染拡大を防止する観点から、百貨店など多くの人が集まり、密集する可能性が高い大規模施設（1,000㎡超の商業施設等）に対して、休業・時短要請をしています。
24	要請に対する罰則は	大規模施設等への要請に対する罰則はありませんが、感染防止対策への協力をお願いします。大規模施設等への要請に対する罰則はありませんが、感染防止対策への協力をお願いします。
25	支援金の申請に当たり、時短営業等したことをどのように確認するのですか？	店頭での時短営業等のお知らせ掲示やホームページ、SNS等での告知など、お客様へご案内した内容が確認できる資料が必要となります。店頭でのお知らせの掲出が分かる写真やSNSのスクリーンショットなど、要請期間中に必ずご用意いただき、申請開始まで保管してください。